

八王子市民生委員・児童委員の定数の変更について

1 報告趣旨

令和4年（2022年）12月1日の民生委員の一斉改選に当たり、各地区の実情に応じ、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の定数を変更することについて報告する。

2 報告内容

（1）定数の変更

民生委員の定数を7名増員し、現行の453名から460名へ変更する。

（2）増員する地区

地区	区域	現行の 定数	増員後 の定数	増員数
第10地区	下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町	14	17	3
第12地区	並木町、長房町（一部）、城山手一・二丁目	25	26	1
第14地区	東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、狭間町（一部）	24	25	1
第16地区	小比企町、片倉町、西片倉、宇津貫町、みなみ野一～六丁目、兵衛一・二丁目、七国一～六丁目	21	23	2

（3）増員の理由と対応

各地区の実情に応じた対応を講じることで、民生委員の負担軽減と地域の見守り体制の強化を図るもの。

地区	理由と対応
第10地区	区域が広く、ひとりぐらし高齢者等が増加している、西寺方町及び下恩方町の一部区域を3区域から6区域に分割し、3名増員する。
第12地区	世帯数が多く、高齢化が進んでいる、城山手一・二丁目及び長房町の一部で構成する区域を2区域に分割し、1名増員する。
第14地区	マンション及び住宅の新築増により、世帯数が増えている、東浅川町の一部区域を2区域に分割し、1名増員する。
第16地区	大規模な住宅建設が進んでおり、世帯数の増加が見込まれている、みなみ野及び七国の一部区域を3区域から5区域に再編し、2名増員する。

3 その他

民生委員の定数については、八王子市民生委員定数条例により定められており、地域の実情を踏まえ、弾力的に定数を設定できるよう、平成28年第2回市議会定例会において条例改正し、「民生委員の定数は本市の実情に応じ市長が別に定める数」とした。

民生委員児童委員協議会の地区ごとの区域及び民生委員定数一覧

令和4年(2022年)5月27日現在

地区	担当区域	地区定数 【現在】 (主任児童委員を含む)	地区定数 【R4.12.1~】 (主任児童委員を含む)
第1地区	追分町 千人町一～四丁目 日吉町 元本郷町一～四丁目 長房町(水崎町会)	20	20
第2地区	八幡町 八木町 平岡町 本郷町 大横町 小門町 台町二～四丁目 (台町二丁目5・6 台町三丁目1～3を除く)	18	18
第3地区	子安町一～四丁目 寺町 万町 上野町 天神町 南新町 台町一丁目 台町二丁目5・6 台町三丁目1～3 緑町	24	24
第4地区	横山町 八日町 本町 元横山町一～三丁目 田町 新町 明神町一～四丁目 東町 旭町 三崎町 中町 南町	29	29
第5地区	中野町 曉町一～三丁目 中野山王一～三丁目 中野上町一～五丁目 清川町	27	27
第6地区	大和田町一～七丁目 富士見町 大谷町の一部	18	18
第7地区	高倉町 石川町 宇津木町 平町 小宮町 久保山町一・二丁目 大谷町の一部 丸山町	22	22
第8地区	尾崎町 左入町 滝山町一・二丁目 梅坪町 谷野町 みつい台一・二丁目 丹木町一～三丁目 加住町一・二丁目 宮下町 戸吹町 高月町	15	15
第9地区	川口町 上川町 犬目町 檜原町 美山町	19	19
第10地区	下恩方町 上恩方町 西寺方町 小津町	14	17
第11地区	大楽寺町 上壺分方町 諏訪町 四谷町 叶谷町 泉町 横川町 貳分方町 川町 元八王子町一～三丁目 長房町(194-2～197-22、202-4)	29	29
第12地区	並木町 長房町(水崎町会、194-2～197-22、202-4を除く) 城山手一・二丁目	25	26
第13地区	散田町一～五丁目 山田町 めじろ台一～四丁目	21	21
第14地区	東浅川町 初沢町 高尾町 南浅川町 西浅川町 裏高尾町 廿里町 狭間町(1389、1504-2、1682-1999)	24	25
第15地区	櫛田町 館町 寺田町 大船町 狭間町(1450-1465)	26	26
第16地区	小比企町 片倉町 西片倉 宇津貫町 みなみ野一～六丁目 兵衛一・二丁目 七国一～六丁目	21	23
第17地区	北野町 打越町 北野台一～五丁目 長沼町 絹ヶ丘一～三丁目	31	31
第18地区	下柚木 下柚木二・三丁目 上柚木 上柚木二・三丁目 中山 越野 南陽台一～三丁目 堀之内 堀之内二・三丁目	22	22
第19地区	東中野 大塚 鹿島 松が谷	15	15
第20地区	南大沢一～五丁目 松木 別所一・二丁目 鍵水二丁目 鍵水	33	33
合計		453	460